

家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭からごみとして廃棄される生ごみの自己処理を促すことにより焼却量を削減するため、家庭用生ごみ処理容器等を購入する者に対し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理容器等」とは、一般家庭における日常生活上生じる調理くず、食べ残し等の食品廃棄物を電力を使用せず微生物等による発酵及び分解、乾燥、かくはん等により堆肥化または減量化させるをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市長の認定を受けた取扱指定店又は市長が指定する販売店（以下「指定店」という。）から家庭用生ごみ処理容器等を購入し、設置する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 常に良好な状態で自ら維持管理できる者
- (3) 近隣の住民、住宅に迷惑をかけずに設置できる場所を確保している者
- (4) 生ごみ処理容器等により堆肥等が発生した場合は、その活用が可能な者
- (5) 市が生ごみ処理容器等に係る報告書の提出を求め、又はアンケート調査等を実施するときは、これに協力できる者であること。

2 補助金の交付対象となる生ごみ処理容器等は、申請日以前1年の期間内に購入したもので、1世帯につき2個までとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、生ごみ処理容器等の購入費（生ごみ処理容器等の使用に際し、微生物等を購入し、これを使用しなければ、その機能を発揮できない場合は、当該生ごみ処理容器等と一括して購入した微生物等の購入費並びに消費税額及び地方消費税額を含む）の4分の3相当額とし、15,000円を限度とする。

2 第1項に規定する「微生物等」とは、生ごみ処理容器等本体と同一の製造元又は販売元が指定又は推奨する微生物等であり、生ごみ処理容器等本体の購入店で本体と同時に購入した、販売単位の最小のもの1つとする。

3 前2項の購入費補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に、指定店が発行した家庭用生ごみ処理容器等販売証明書(様式第2号)又は当該生ごみ処理容器等の購入を証明する領収書(当該生ごみ処理容器等の品名、販売店名、購入日、購入者の氏名及び購入費の額が明示されたもの)を添えて市長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとし、適当でないときは、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助の通知を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の通知を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は生駒市補助金等交付規則の規定に違反したとき。

(2) 第6条第2項の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(指定店の認定申請等)

第9条 指定店として認定を受けようとする者は、家庭用生ごみ処理容器等取扱指定店認定申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法人市民税（市民税）の納税証明書

(2) 取り扱いしている処理容器のカタログ等

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、次に掲げる要件を備えていると認めたときは、家庭用生ごみ処理容器等取扱指定店認定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(1) 市内に店舗を有するものであること。

(2) 容器等の見本を設置し、取扱指導ができること。

(3) その他認定に当たり不適当な事由がないと認められること。

3 指定店は、第1項の申請書に記載された事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定店の取消)

第10条 市長は、指定店として不適当であると認めたときは、指定を取り消すことができる。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成13年6月4日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助金交付要綱の規定は、平成13年度以後の年度分の補助金の交付について適用し、平成12年度分までの補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成21年6月4日から施行する。
- 2 改正後の家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助金交付要綱の規定は、平成21年度以後の年度分の補助金の交付について適用し、平成20年度分までの補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 改正後の家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助金交付要綱の規定は、平成26年10月1日以後の補助金の交付について適用し、平成26年9月30日までの補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 改正後の家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助金交付要綱の規定は、平成27年6月1日以後の補助金の交付について適用し、平成27年5月30日までの補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、平成28年4月1日以後の補助金の交付について適用し、平成28年3月31日までの補助金の交付については、なお従前の例による。

(名称変更)

- 3 この要綱による改正前の家庭生ごみ自家処理容器等設置費補助金交付要綱を、この要綱による改正後の家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱に名称変更

する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、令和4年4月1日以後の補助金の交付について適用し、令和4年3月31日までの補助金の交付については、なお従前の例による。